

学術刊行物における二重投稿と不適切なオーサーシップに関する規約

(趣旨)

第1条 研究活動における不正行為については、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日、文部科学大臣決定)に定義される「特定不正行為(捏造・改ざん・盗用)」に加えて、このたび「研究活動における不正行為等の防止の徹底について(通知)」(令和4年5月9日、4文科科第82号)において、「特定不正行為」以外の「不正行為(二重投稿・不適切なオーサーシップ)」を明確に定義し、規程を整備することが要請されている。

そこで、公益財団法人東洋文庫(以下「文庫」という。)では、「研究活動における不正行為等に関する通報窓口規約」第2条第1項並びに「研究倫理規約」第9条第5項及び同第10条第2項に基づき、文庫の学術刊行物における二重投稿と不適切なオーサーシップについて必要な事項を定め、研究活動における不正行為及び不適切な行為の防止の徹底をはかる。

(定義)

第2条 「二重投稿」とは、印刷物、電子出版物を問わず、既発表の論文または他の学術刊行物に投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿することをいう。文庫では、これを不適切行為と認定する。

第3条 「不適切なオーサーシップ」とは、論文著作者が適正に公表されないことをいう。文庫では、これを不正行為と認定する。

(二重投稿及び不適切なオーサーシップの禁止)

第4条 文庫における学術刊行物においては、不適切行為である二重投稿及び不正行為である不適切なオーサーシップを厳に禁ずる。

(許容される二次出版)

第5条 第2条の規定にかかわらず、次項に定める要件をすべて満たした二次出版は二重投稿に該当しないものとする。

2. (1) 著者が初版の発行者と文庫の双方から後版の出版許可を得ていること。
- (2) 初版と後版の発行時期に一定の間隔が置かれていること。
- (3) 異なる言語で著述されている等、後版は初版と異なる読者層を対象としていること。
- (4) 後版は初版の存在を明記し且つ初版を適切に引用していること。
- (5) 後版は初版の内容を忠実に反映しているか、又は改稿の事実が明示されていること。

(通報等への対応)

第6条 二重投稿若しくは不適切なオーサーシップについて窓口に通報がなされた場合、又は報道、インターネット等により、合理的な論証に基づいて二重投稿若しくは不適切なオーサーシップの疑いが指摘された場合、文庫は「研究活動における不正行為等に関する通報窓口規約」の定めに従って対処する。

(規約の改廃)

第7条 この規約の改廃は、理事長が行う。

(2022年5月23日施行)

(2022年8月22日改訂)